

# 熊本県公報

第 1 0 8 5 5 号  
平成 14 年 7 月 1 日 ( 月 )  
( 毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行 )

## 目 次

公 告	
デザイン情報用システムリースに係る一般競争入札の実施	( 工業振興課 ) 1
職業訓練指導員試験の実施	( 職業能力開発課 ) 2
開発行為に関する工事の完了	( 建築課 ) 6
土地改良区役員の退任及び就任	( 農村計画課 ) 6
〃	( 〃 ) 7
土地改良区役員の退任	( 〃 ) 8
土地改良区役員の退任及び就任	( 〃 ) 8
「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正に伴う経営事項再審査の方法	( 監理課 ) 9
登 載 依 頼	
熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	( 企業局 ) 10

## 公 告

熊本県公告第 539 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 1 競争入札に付する事項

#### ( 1 ) 借入物品及び数量

ア デザイン情報用システム 1 式

#### ( 2 ) 借入物品の規格及び品質等

製品仕様書による。

#### ( 3 ) 借入期間

平成 14 年 8 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

#### ( 4 ) 納入期限

平成 14 年 7 月 31 日

#### ( 5 ) 納入場所

熊本県工業技術センター 電子機械分館 3 F

#### ( 6 ) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金で行う ( 1 円未満切り捨て )。見積りに

当たっては 32 月の賃借料で計算すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相

当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金

額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び製品仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契

約入札心得 ( 昭和 39 年熊本県告示第 420 号 ) の規定を準用する。

エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

### 2 入札参加資格

平成 14 年 1 月 23 日熊本県告示第 48 号 ( リース・レンタル契約に係る一般競争入札及

び指名競争入札参加資格審査要綱 ) により入札参加資格を有すると認められたものであ

ること。

### 3 契約条項を示す場所

#### ( 1 ) 契約条項を示す場所、入札説明書及び製品仕様書の交付場所及び問合わせ先

熊本県工業技術センター企画調整課

郵便番号 862-0901 熊本市東町三丁目 11 番 38 号

096-368-2101 内線 ( 210 )

#### ( 2 ) 入札説明書及び製品仕様書の交付

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説

明書による。

イ 交付期限は、入札前日の 7 月 15 日までとする。( ただし土曜日、日曜日を除く午

前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間 )

#### ( 3 ) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 14 年 7 月 16 日 午後 2 時

イ 場所 熊本県工業技術センター 本館 2 階大会議室

- (4) 入札書の提出方法  
3の(1)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは3の(1)記載の場所に入札前日午後5時15分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称  
熊本県工業技術センター企画調整課  
郵便番号 862-0901 熊本市東町三丁目11番38号  
096-368-2101 内線(210)
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月あたりの額に借入期間月数(32月)を乗じた額の100分の5以上の金額を3の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 契約保証金  
落札者は契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間(32月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格  
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

## 熊本県公告第540号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の規定に基づき、平成14年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成14年7月1日

熊本県知事 潮谷 義子

## 1 試験を実施する職種

(1) 学科試験(系基礎学科、専攻学科及び指導方法)を実施する職種  
和裁科

(2) 学科試験(指導方法に限る。)を実施する職種

園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほろろ製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、

床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

2 試験の科目

( 1 ) 学科試験 ( 系基礎学科、専攻学科及び指導方法 ) を行う職種及び試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
和裁科	ア 指導方法 ( 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規 ) イ 関連学科 ( ア ) 系基礎学科 a 裁縫知識 ( 裁縫工程、裁縫用具、見積り ) b 縫製法 ( 縫製法、縫製用材料 ) c 安全衛生法 ( 安全管理、衛生管理 ) ( イ ) 専攻学科 a 和裁法 ( 縫製工程、和服の種類、裁縫法 ) b 被服学 ( 被服史、被服論、被服科学、服装美学 )

( 2 ) 学科試験 ( 指導方法に限る。 ) を行う職種及び試験の科目

免 許 職 種	学科試験の科目
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科	指導方法 ( 職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規 )

3 試験受験の対象者

( 1 ) 試験職種 ( 1 の ( 1 ) ) に係る試験受験の対象者

2 級の技能検定に合格した者、当該職種の職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者及び商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者を対象とする。

( 2 ) 試験職種 ( 1 の ( 2 ) ) に係る試験受験の対象者

職業能力開発促進法施行規則 ( 昭和 44 年労働省令第 24 号 ) 第 46 条の規定に基づき、実技試験の全部及び学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科が免除となる者を

対象とする。  
4 試験の一部免除

( 1 ) 免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1 級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2 級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 ( 当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。 )
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 ( フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科 ) に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 ( フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科 )
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科 ( 当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。 )
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を終了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法 ( 昭和 22 年法律第 26 号 ) による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科

( 2 ) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則 ( 昭和 47 年労働省令第 33 号 ) による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電子科	電波法 ( 昭和 25 年法律第 131 号 ) による第 1 級無線技術士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）による 1 級四輪自動車整備士、1 級二輪自動車整備士、2 級ガソリン自動車整備士、1 級ジーゼル自動車整備士、1 級三輪自動車整備士又は 2 級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機整備科	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
測量科	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特殊ボイラー技能士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電気通信科	電波法による第一級無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査科	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
和裁科	商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づいて商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者	実技試験の全部
上記以外の範囲にあっては、職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 に掲げる免除の範囲

5 試験受験の範囲

(1) 前各号の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

6 試験の日時及び場所

平成 14 年 9 月 6 日午前 10 時 30 分

熊本県庁（本館 4 階第 1 共用会議室）

7 受験手続

(1) 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前 6 か月以内に撮影した上半身の写真で、横 30 ミリ、縦 40 ミリ、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証する書類

(2) 申請書類の受付期間及び提出先

平成 14 年 7 月 22 日から 8 月 5 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

熊本県商工観光労働部職業能力開発課

(3) 受験手数料

受験手数料（学科試験手数料）は、3,100 円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は返還しない。

(4) 受験票

受験申請書を受け付けたときは、申請者あてに後日、受験票を送付する。

## 8 合格発表

平成 14 年 9 月 27 日に合格者受験番号を熊本県公報で公示するとともに、合格証書の送付により本人あて通知する。

## 9 その他

- ( 1 ) 受験申請書等は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課において交付する。  
なお、受験申請書等の交付を郵送により希望する場合は、郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、160 円切手を同封し、熊本県商工観光労働部職業能力開発課に請求すること。
- ( 2 ) 受験申請書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員受験申請書在中」と朱書きすること。  
なお、この場合は、受付期間終了日の消印のあるものまで受理する。
- ( 3 ) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。  
熊本県商工観光労働部職業能力開発課  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 (内線 5252)

## 熊本県公告第 541 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂 2184 番 8、同 2185 番 13、同 2185 番 15 及び里道の一部 4,434.12 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市麻生田二丁目 12 番 17 号  
株式会社三井シテイー住宅  
熊本市保田窪本町 106 番地 1  
有限会社クリエイト

## 熊本県公告第 542 号

下益城郡城南町豊田土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 14 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	中 村 勉	下益城郡城南町大字下宮地 611 番地
"	栃 原 常 男	下益城郡城南町大字藤山 3331 番地
"	野 口 隆 夫	下益城郡城南町大字塚原 749 番地
"	松 野 重 信	下益城郡城南町大字藤山 1117 番地
"	入 山 篤	下益城郡城南町大字沈目 1304 番地
"	山 田 好 信	下益城郡城南町大字藤山 1963 番地
"	堀 上 寿	下益城郡城南町大字阿高 808 番地
"	中 村 尊 徳	下益城郡城南町大字東阿高 1068 番地の 5
"	宮 本 光 敏	下益城郡城南町大字鱒瀬 1246 番地
"	前 田 博 文	下益城郡城南町大字鱒瀬 2949 番地
"	田 中 求	下益城郡城南町大字陳内 1239 番地
監 事	山 田 義 光	下益城郡城南町大字藤山 2237 番地の 5
"	米 田 英 記	下益城郡城南町大字陳内 1237 番地
"	堀 田 武 義	下益城郡城南町大字塚原 1681 番地

## 就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	村 端 弘 美	下益城郡城南町大字塚原 1771 番地
"	福 田 一 敏	下益城郡城南町大字藤山 444 番地の 1
"	村 中 功	下益城郡城南町大字沈目 1387 番地
"	坂 口 一 幸	下益城郡城南町大字藤山 2039 番地の 2

理 事	本 田 捷 明	下益城郡城南町大字藤山 2618 番地
"	山 下 一 壽	下益城郡城南町大字阿高 1218 番地
"	中 村 尊 徳	下益城郡城南町大字東阿高 1068 番地の 5
"	緒 方 欽 一	下益城郡城南町大字鰐瀬 1453 番地
"	米 田 満 也	下益城郡城南町大字鰐瀬 3077 番地の 1
"	田 中 求	下益城郡城南町大字陳内 1239 番地
"	中 村 勉	下益城郡城南町大字下宮地 611 番地
監 事	後 田 俊 治	下益城郡城南町大字藤山 619 番地
"	杉 浦 照 雄	下益城郡城南町大字阿高 829 番地
"	山 形 秀 雄	下益城郡城南町大字鰐瀬 716 番地

## 熊本県公告第 543 号

八代郡竜北町氷川下流土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 14 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	塚 本 静 雄	八代郡鏡町大字野崎 249 番地
"	浜 田 洋	八代郡竜北町大字網道 1480 番地
"	平 岡 啓 輔	八代郡宮原町大字宮原村 163 番地
"	宮 本 賢 二	八代郡鏡町大字上鏡 62 番地
"	森 利 之	八代郡竜北町大字鹿島 1637 番地 3
"	田 口 昭 人	八代郡竜北町大字鹿野 151 番地
"	埋 田 昭 嘉	八代郡竜北町大字野津 596 番地
"	木 下 厚	八代郡竜北町大字野津 4392 番地 1
"	野 原 一 憲	八代郡竜北町大字高塚 1866 番地
"	服 田 健 一	八代郡宮原町大字早尾 546 番地
"	松 田 継 司	八代郡宮原町大字中島 285 番地
"	山 本 俊 一	八代郡宮原町大字栴 1181 番地
"	内 田 勲	八代郡宮原町大字宮原村 461 番地
監 事	土 山 栄 二	八代郡鏡町大字上鏡 451 番地
"	喜多川 親 之	八代郡竜北町大字大野 280 番地
"	田 村 隆	八代郡宮原町大字有佐 351 番地

## 就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	福 嶋 達 期	八代郡鏡町大字貝洲 156 番地
"	浜 田 洋	八代郡竜北町大字網道 1480 番地
"	平 岡 啓 輔	八代郡宮原町大字宮原村 163 番地
"	土 山 栄 二	八代郡鏡町大字上鏡 451 番地
"	村 上 誠 一	八代郡鏡町大字下有佐 474 番地
"	水 野 春 義	八代郡竜北町大字鹿野 631 番地
"	平 野 秀 光	八代郡竜北町大字網道 738 番地
"	平 山 敏 光	八代郡竜北町大字野津 2515 番地
"	西 田 正 昭	八代郡竜北町大字新田 681 番地
"	坂 本 一 利	八代郡竜北町大字大野 1041 番地
"	坂 本 正 一	八代郡宮原町大字栴 515 番地
"	服 崎 節 男	八代郡宮原町大字早尾 580 番地
"	益 田 康 志 郎	八代郡宮原町大字有佐 114 番地

理事	松 田 忠 一	八代郡宮原町大字中島 294 番地
"	牧 野 秀 年	八代郡鏡町大字有佐 783 番地
監事	稲 崎 秀 明	八代郡鏡町大字上鏡 151 番地
"	白 丸 隆 満	八代郡竜北町大字野津 4045 番地 1
"	田 村 隆	八代郡宮原町大字有佐 351 番地

## 熊本県公告第 544 号

八代郡宮原町一の井手土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。

平成 14 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 退 任

役職名	氏 名	住 所
理事	立 岩 光 義	八代郡宮原町大字宮原町 80 番地

## 熊本県公告第 545 号

下益城郡松橋町下益城南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 14 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 退 任

役職名	氏 名	住 所
理事	松 田 利 康	下益城郡松橋町大字松橋 817 番地
"	松 永 信 雄	下益城郡小川町大字東海東 1225 番地
"	嘉 悦 忠 敏	下益城郡小川町大字北部田 1150 番地の 2
"	河 島 博 幸	下益城郡小川町大字南小野 1125 番地
"	志 水 建 蔵	下益城郡小川町大字南小野 148 番地
"	谷 川 尚 大	下益城郡小川町大字中小野 768 番地
"	松 田 貞 則	下益城郡小川町大字北小野 659 番地の 2
"	上 村 尚 志	下益城郡松橋町大字内田 878 番地
"	松 川 信 節	下益城郡松橋町大字竹崎 641 番地
"	外 村 和 義	下益城郡松橋町大字両仲間 605 番地
"	門 口 恒 雄	下益城郡松橋町大字西下郷 4186 番地の 1
"	奥 村 徹	下益城郡松橋町大字豊福 402 番地
監事	中 川 忠 義	下益城郡小川町大字中小野 775 番地
"	右 山 健 美	下益城郡松橋町大字両仲間 829 番地

## 就 任

役職名	氏 名	住 所
理事	松 田 利 康	下益城郡松橋町大字松橋 817 番地
"	松 永 信 雄	下益城郡小川町大字東海東 1225 番地
"	嘉 悦 忠 敏	下益城郡小川町大字北部田 1150 番地の 2
"	篠 塚 恭 治	下益城郡小川町大字南小野 990 番地
"	篠 塚 裕	下益城郡小川町大字南小野 1054 番地
"	谷 川 尚 大	下益城郡小川町大字中小野 768 番地
"	村 上 泉	下益城郡小川町大字北小野 586 番地
"	松 本 智 克	下益城郡松橋町大字内田 837 番地
"	竹 上 洋 志	下益城郡松橋町大字竹崎 714 番地
"	福 富 篤	下益城郡松橋町大字両仲間 1007 番地
"	門 口 恒 雄	下益城郡松橋町大字西下郷 4186 番地の 1



理 事	奥 村 徹	下益城郡松橋町大字豊福 402 番地
監 事	中 川 忠 義	下益城郡小川町大字中小野 775 番地
"	右 山 健 美	下益城郡松橋町大字両仲間 829 番地

熊本県公告第 546 号

経営事項審査の事務取扱いについて（平成 10 年 6 月 18 日建設省経建発第 192 号）の改正に伴う、経営事項再審査の申請の時期及び方法について次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた建設業者のうち、現在有効な経営事項審査結果通知書の交付を受けている者で、未だ経営事項再審査申請を行っていないもの。

2 申請の受付

(1) 申請方法

申請書を持参すること。

(2) 受付期間

ア 受付期間

平成 14 年 7 月 1 日（月）から平成 14 年 10 月 28 日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 受付時間

午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

(3) 提出先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 11 階 監理課建設業係

3 提出書類及び提出部数

	提 出 書 類	提 出 部 数
1	経営事項再審査申請書（別記様式）	2 部
2	現在有効な経営事項審査結果通知書の写し	1 部

4 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111（内線）6019・6020・6021

(別記様式)  
(用紙 B 5)

### 経 営 事 項 再 審 査 申 請 書

建設業法第 2 7 条の 2 8 の規定により下記の事項について再審査を申請します。

平成 年 月 日  
国土交通大臣  
熊本県知事許可 ( 一 ) 第 号

申請者

印

九州地方整備局長 殿  
熊本県知事

#### 記 記

審査の通知の番号		審査の通知の年月日	
第	号	平成	年 月 日
再審査を求めめる事項		再審査を求めめる理由	
経営規模のうち、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		平成 1 4 年 7 月 1 日から左記事項に係る各区分の評点が変わられたため	

登 載 依 頼

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 14 号

熊 本 県 企 業 局 職 員 就 業 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

平 成 14 年 7 月 1 日

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 者 佐 藤 博 治

熊 本 県 企 業 局 職 員 就 業 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

熊 本 県 企 業 局 職 員 就 業 規 程 ( 昭 和 38 年 電 気 事 業 管 理 規 程 第 6 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 第 4 中 29 の 項 を 30 の 項 と し、14 の 項 か ら 28 の 項 ま で を 1 項 ず つ 繰 り 下 げ、13 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。

14	中 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま で の 子 ( 配 偶 者 の 子 を 含 む。 ) を 養 育 す る 職 員 が、そ の 子 の 看 護 ( 負 傷 し、又 は 疾 病 に か か っ た そ の 子 の 世 話 を 行 う こ と を い う。 ) の た め 勤 務 し な い こ と が 相 当 だ と 認 め ら れ る 場 合	一 の 年 に お い て 5 日 の 範 囲 内 で そ の つ ど 必 要 と 認 め る 期 間
----	---	---

附 則

こ の 規 程 は、平 成 14 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る。

